

『トラブルサポート利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2024年4月1日改版（改定前）	2024年12月19日改版（改定後）
<p>第6条（本料金） 略</p> <p>6. 契約者は、本料金（本項に定める延滞利息を除きます。）の全部又は一部の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得られた額を、延滞利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。<u>なお、支払期日の翌日から起算して10日以内に未払額の全額が支払われた場合、延滞利息の支払義務が消滅するものとします。</u></p>	<p>第6条（本料金） 略</p> <p>6. 契約者は、本料金（本項に定める延滞利息を除きます。）の全部又は一部の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得られた額を、延滞利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。<u>但し、支払いの日が2025年2月13日以前で、支払期日の翌日から起算して10日以内の場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>附則</u> <u>(新設)</u> <u>本改正規約は2024年12月19日より適用します。</u></p>